別紙

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いについて

〇　対象サービス

　　通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設系サービス

〇　内容

１　在留資格「特定活動（EPA看護師・介護福祉士及びそれらの候補者）（※1）」、「技能実習（※2）」の外国人介護職員で、人員配置基準に参入できる者は、以下①～③のいずれかに該当するものである。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 人員配置基準に算入できる者 |
| ① | 日本語能力試験Ｎ２以上に合格した者 |
| ② | 受入施設において就労開始から６月を経過した者 |
| ➂ | 要件を満たした施設で、当該者の日本語の能力及び研修の実施状況並びに受入施設の管理者、研修責任者等の意見等を勘案し、配置基準に算入すると決定された者  【要件】  ・一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること  ・安全対策担当者の配置、安全対策に関する指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること |

※1　EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用（インドネシア、フィリピン、ベトナム）

※2　技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）の雇用

２　在留資格「特定技能1号」の外国人介護職員で、人員配置基準に参入できる者は、次のとおりである。

|  |
| --- |
| 人員配置基準に参入できる者 |
| 雇用してすぐに、配置基準に含めることが可能であること。  ただし、６か月間受入施設におけるケアの安全性を確保するための体制（他の一定の経験のある職員とチームでケアに当たる等）をとること。 |

３　介護インターンシップビザ在留資格「特定活動９号」の外国人介護職員で、人員配置基準に算入できる者は、１在留資格「特定活動（EPA看護師・介護福祉士及びそれらの候補者）」、「技能実習」の外国人介護職員と同様に取り扱う。

（参考）介護保険最新情報Vol.1223

　※「３」については、広島県としての取扱い。